

緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応について

学校における感染拡大に対する高い危機管理意識を持ち、引き続き対策を継続

1. 学校における感染防止対策：3つの柱+プラス

第1の柱 授業における対策

分散登校等による教室内生徒数の削減を継続

- 生徒間の間隔は可能な限り2 m
- 分散登校とオンライン学習の併用 等

第2の柱 部活動・学校行事における対策

部活動・学校行事の制限を継続

- 部活動は、平日のみ週2回、90分以内、校外活動禁止
※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く
- 泊を伴う修学旅行等は、延期又は中止
- 県境を越える泊を伴わない遠足等は、延期又は中止
- 文化祭・体育祭等の学校行事は、児童生徒及び教職員のみで実施

※ 特別支援学校については、児童生徒の障害の状況、学校の実情等を踏まえて対応

第3の柱 陽性者発生時の拡大防止対策

感染拡大防止のための適切な対応を徹底

- 適切な学級閉鎖等の措置
- 感染管理認定看護師による早期支援
(eMAT for School)

3つの柱+プラス 教職員・生徒のワクチン接種の促進

- 接種希望教職員の早期接種（特別支援学校等）
- 生徒に対するワクチン接種への理解促進・適切な配慮

2. 基本的な感染防止対策の強化

- 体調不良者等の登校・出勤自粛の徹底
※ 家族の体調不良の際の自粛も徹底
- マスクの正しい着用の徹底・不織布マスクの推奨
- 食事時の会話禁止の徹底（会話は食事後にマスクを付けて）
- 直行直帰の徹底（寄り道をしない）

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）